

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則

平成28年4月1日規則第13号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則（平成27年規則第42号）等の特例に関しては、大阪市の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。